

第 11 号議案

阪神高速道路株式会社の事業変更について同意する件

阪神高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第2項第4号に掲げる事項を変更することについて同条第6項の許可を受けるに当たり、道路管理者が神戸市である部分に関して、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同社から次のとおり同意を求められたので、これに同意する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

阪高計画第6号

令和6年1月12日

神戸市長

久元喜造様

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事業の変更について(同意申請)

平成18年3月31日付けで国土交通大臣の許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」(兵庫県道高速神戸西宮線等に関する事項を含む。)を別紙のとおり変更することについて、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条第6項の規定に基づく許可を受けたいので、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

<別紙>

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

4. 料金の額及びその徴収期間

「別紙3」

を

「別紙3を別添のとおり改める。ただし、〔6〕を除いては令和6年6月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。」

に改める。

料金の額及びその徴収期間

〔1〕 基本料金の額

阪神高速道路（本文記1に掲げる路線をいう。以下同じ。）における基本料金の額は、1回の通行につき、以下のとおりとする。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

一. 1キロメートル当たりの料金の額と固定額

(1) 1キロメートル当たりの料金の額

利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、下表のとおりとする。

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	23.616
普通車	29.52
中型車	35.424
大型車	48.708
特大車	81.18

(注) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう（以下同じ。）。

(2) 利用1回に対して課する固定額

利用1回に対して課する固定額は、250円とする。

二. 適用方法

(1) 利用距離

阪神高速道路の入口、出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出入口等」という。）の相互間の利用距離は、街路との接続部から入口の本線合流部及び出口の本線分流部までの延長を距離に算入せず、出入口等の相互間の最短経路により算出した距離とし、別添2のとおりとする。

(注)

A 利用距離は次の原則に従い定めるものとする。ただし、記一に定める額を適用する時点において供用されていない出入口等に関する利用距離については、当該出入口等に係る供用開始の期日から適用する。

a: 出入口等の相互間の経路が複数存在する場合は、実際に通行した経路にかかわらず、阪神高速道路のみを通行したときの最短経路により算出した距離を利用距離とする。

b: 出入口等の相互間の距離が通行する方向により異なる場合は、実際に利用した経路にかかわらず、短い距離となる通行方向の距離を利用距離とする。

c: 実際に通行した阪神高速道路の入口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「入口等」という。）及び阪神高速道路の出口又は阪神高速道路と西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは神戸市道路公社等の管理する道路との接続部（以下「出口等」という。）による利用距離に比して、当該入口の直前の入口等又は当該出口の直後の出口等を採用した場合の利用距離が短くなる場合については、当該直前の入口等又は当該直後の出口等を利用したものとして利用距離を適用

する。ただし、実際に通行した入口等及び出口等が、当該利用距離を適用する入口等及び出口等相互間の最短経路上に存在する経路に限る。

d: 記〔7〕により通行する場合は、乗継のため、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。なお、記〔7〕により通行する場合の経路〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕は、aに規定する出入口等の相互間の経路に含めない。

B 現金車〔E T C車〔有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「建設省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システム（以下「E T Cシステム」という。）を使用して無線通信により料金を徴収する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。〕及びE T C車以外の自動車であって、E T C専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和31年建設省令第18号）第13条第2項第3号に規定するE T C専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。以下同じ。〕は、入口等から利用可能（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。以下同じ。）な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とする。

C 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

(2) 出入口等の相互間の料金の計算額

出入口等の相互間の料金の計算額は、車種ごとに出入口等の相互間の利用距離に応じて、次の計算式により算出するものとする。

料金の計算額 = $L R + F$ （単位：円）

注) 上記計算式においてL、R及びFは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：出入口等の相互間の利用距離（単位：キロメートル）

R：1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

F：利用1回に対して課する固定額（単位：円）

(3) 料金調整

① 通行止めに伴う料金調整

最初に阪神高速道路に流入した入口等をA、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出出口をB、途中流出後、当該迂回経路の終点となる阪神高速道路への再流入入口をC、阪神高速道路に再流入した後の最終流出出口等をDとし、通行止めによって阪神高速道路の連続した利用が不可能となったことを理由として、A、B及びCの走行により迂回走行した自動車が、Cにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示し、阪神高速道路を順方向にDまで走行した場合の料金の額について、AB間の通行とCD間の通行を1回の通行とみなして、AB間の利用距離とCD間の利用距離を合算した利用距離に応じて、記〔1〕一並びに二（1）及び（2）又は記〔2〕により算出された料金の額を徴収する。

② 特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行う工事に伴う料金調整

阪神高速道路の特定区間における特定更新等工事その他通行止め及び車線規制を行

う工事を実施するにあたり、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項第7号に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として特定区間の代替路となる阪神高速道路を利用した場合及び特定区間を迂回するために途中流出し、再流入した場合の料金調整をするときには、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

〔2〕 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入し通行する場合における料金の額

一. 1回当たりの料金の額

記〔1〕にかかわらず、別添2に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外の自動車が進入した場合において、当該出入口等から退出できずやむを得ず阪神高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は、1回の通行につき1台当たり、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離を利用距離とし、記〔1〕二（2）の計算式により算出した額とする。

ただし、別添3に掲げるETC専用施設のみが設置された出入口等を利用する場合においては、同表に掲げる距離を利用距離とする。

なお、適用した料金の額が下表に掲げる額に満たない場合は、下表1の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表1

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

また、適用した料金の額が下表に掲げる額を超える場合は、下表2の車種区分に応じた料金の額を適用する。

表2

車種区分	料金の額（円）
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

（注）

別添2又は別添3に掲げる出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。

二. 特例措置

（1）記〔4〕二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額に対して、

記〔4〕二に定める割引を適用した額を料金の額とする。

- (2) 記〔4〕十二の割引適用要件に該当する自動車の場合においては、会社が別に定める日までの間は、記一に定める料金の額が記〔4〕十二の表2に掲げる割引後の額を超える場合は、記〔4〕十二の表2に掲げる時間帯及び車種区分に応じた割引後の額を適用する。

〔3〕特別の措置

一. 下限料金の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が下表に掲げる料金の額に満たない場合は、記〔1〕にかかわらず、下表1の車種区分に応じた料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

表1

車種区分	料金の額 (円)
軽自動車等	251.5488
普通車	276.9360
中型車	302.3232
大型車	359.4444
特大車	499.0740

(注)

A 現金車は、入口等から利用可能な最遠の出口等までの距離（別添3に掲げる出入口等を利用する場合には、同表に掲げる距離）を利用距離とし、その利用距離に応じて料金の額を適用する。

ただし、記〔1〕に基づき算出した料金の額が上表に掲げる料金の額に満たない場合は、上表1の料金の額を適用する。

B 未供用の路線の供用開始等の理由により、別添2又は別添3に掲げる表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

二. 相互利用時の料金の額

- (1) 一般国道2号（第二神明道路）との相互利用区間の料金の額

下表に掲げる区間のみを通行する自動車から徴収する料金の額については、記〔1〕、〔2〕及び〔3〕一にかかわらず、一般国道2号（第二神明道路）との通行を1回の利用としたうえで、一般国道2号（第二神明道路）の料金の額を含め、西日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用した額とする。

路線名	相互利用区間の料金を徴収する区間
兵庫県道高速北神戸線 及び神戸市道高速道路 湾岸線	伊川谷JCTから永井谷JCTまでの区間及び垂水 JCTから名谷JCTまでの区間の全部又は一部

(2) (略)

(3) (略)

三. 神戸市道生田川箕谷線を通行する場合の料金の額

記〔1〕及び〔2〕にかかわらず、神戸市道生田川箕谷線のみを通行する道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条第2項に規定する第二種原動機付自転車の料金の額は、47,619円を適用する。

〔4〕基本料金及び特別の措置における割引

一. 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

出入口等の相互間を通行する軽自動車等、普通車、中型車、大型車及び特大車

（2）割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、下表に掲げる割引後の額を超える場合は、下表1の車種区分に応じた割引後の額を適用する。

表1

車種区分	割引後の額（円）
軽自動車等	1448.88
普通車	1773.60
中型車	2098.32
大型車	2828.94
特大車	4614.90

二. 障害者割引については、以下のとおりとする。

（1）割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が別に定めるもの

② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、会社が

別に定めるもの

なお、上記自動車はE T Cシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード〔会社との契約に基づきE T Cカード〔建設省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。〕を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。以下同じ。〕又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。以下同じ。）と車載器（利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、会社が別に定めるものについては、会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(2) 割引率

割引率は50%以下とする。

三. E T C路線バス割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第4条第2項第1号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の支払を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記〔3〕二（1）の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

割引率は39%以下とする。

四. 環境ロードプライシング割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する自動車〔ただし、連続して兵庫県道高速神戸西宮線のうち摩耶出入口から西宮IC出入口までの区間、兵庫県道高速大阪西宮線、大阪府道高速大阪西宮線、一般国道2号（大阪湾岸道路西伸部）又は一般国道43号（名神湾岸連絡線）を通行する場合は除く。〕並びに大阪府道高速湾岸線及び兵庫県道高速湾岸線のうち天保山出入口から鳴尾浜出入口ま

での区間の全部又は一部の区間及び大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T (淀川左岸舞洲出入口を含む。) から大開出入口までの区間の全部又は一部の区間を通行する自動車 (ただし、当該区間のみを通行する場合に限る。) で、次に掲げるもの

- ① 大型車及び特大車
- ② 中型車のうち E T C コーポレートカード (会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。) を使用して、通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車 (以下、(2)において「登録中型車」という。)

ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

(2) 割引率等

① 割引率

割引率は 30% とする。ただし、下表 1 に掲げる利用区間を通行する場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引率を適用する。

表 1

利用区間	割引率	
	大型車及び特大車	登録中型車
兵庫県道高速湾岸線のうち六甲アイランド北出入口から南芦屋浜出入口までの一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T から大開出入口までの区間を越えて連続して通行 (記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。) する場合。ただし、大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう J C T までの区間の出入口を起着点とする場合は除く。	15%	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮浜出入口を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち中島出入口から天保山出入口までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち北港 J C T から大開出入口までの区間を越えて連続して通行する場合	10%	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田北出入口からりんくう J C T までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間と連続して通行 (記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。) する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合は除く。		

② 割引後の額

下表 2 に掲げる利用区間を通行する場合においては、記①本文の割引率を適用した割引後の額が下表 2 に掲げる区分に応じた割引後の額を超える場合は、同表に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の割引後の額を適用する。

表 2

利用区間	割引後の額 (円)	
	大型車及び特大車	登録中型車

兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎末広出入口（東行出口及び西行入口に限る。）又は尼崎東海岸出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち南芦屋浜出入口から六甲アイランド北出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合	933.333	466.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、六甲アイランド北出入口から甲子園浜出入口までの区間の一部を含む区間を通行（記〔7〕に定める通行方法による場合を含む。）する場合。ただし、西宮浜出入口を起着点として通行する場合及び兵庫県道高速湾岸線のうち甲子園浜出入口から鳴尾浜出入口までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合は除く。	666.666	333.333
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ及び鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部又は一部の区間のみを連続して通行する場合	533.333	266.666
兵庫県道高速湾岸線のうち、西宮浜出入口から甲子園浜出入口までの区間のみ又は鳴尾浜出入口から尼崎東海岸出入口までの区間の全部若しくは一部の区間のみを通行する場合	266.666	133.333

五. 事業者向け大口・多頻度割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、E T Cコーポレートカードを会社が別に定めるところにより使用して通行料金の支払を行おうとする利用者の自動車。ただし、記〔3〕二(1)の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

① 車両単位割引

イ 記(1)の自動車が使用するE T Cコーポレートカード1枚ごとに徴収する料金の額の1ヵ月の合計額に応じて、下表1に掲げる割引率を適用する。ただし、平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間にあっては、下表1にかかわらず、下表2に掲げる割引率を適用する。

ロ 平成29年6月1日以降会社が別に定める日から令和14年3月31日までの間〔ただし、下表3の兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号(第二神明道路)との接続部から摩耶出入口までの区間にあっては、一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部)の供用開始の期日の前日までの間に限る。〕においては、イに加えて、同表に掲げる路線のみの通行(同表に掲げる路線のみを連続して通行する場合を含む。)に係る月間利用金額(以下「月間要件通行利用金額」という。)に応じて、下表4に掲げる割引率を月間要件通行利用金額に適用する。ただし、本割引が適用される時点において供用されていない出入口等については、当該出入口等に係る供用開始の期日から本割引を適用する。

表1

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%
10,000円超～35,000円以下の部分	6%
35,000円超～70,000円以下の部分	8%

70,000円を超える部分	13%
---------------	-----

表 2

月間利用額区分	割引率
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	10%
10,000円超～30,000円以下の部分	20%
30,000円を超える部分	25%

表 3

路線名
大阪府道高速大阪松原線のうち大阪府道高速大和川線との分合流部から松原 JCT までの区間
大阪府道高速湾岸線
大阪府道高速大和川線
大阪府道高速淀川左岸線
兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道 2 号（第二神明道路）との接続部から摩耶出入口までの区間
兵庫県道高速湾岸線
神戸市道高速道路 2 号線
兵庫県道高速北神戸線
神戸市道高速道路北神戸線

表 4

月間要件通行利用金額	割引率
10,000 円以下の部分	0%
10,000 円を超える部分	10%

② 契約単位割引

- イ 利用約款により三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約に基づく利用者の阪神高速道路における月間利用額の合計額が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、10%の割引率を適用する。
- ロ この割引は令和 14 年 3 月 31 日までとする。

六. (略)

七. 神戸都心流入割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路 2 号線及び兵庫県道高速神戸西宮線又は兵庫県道高速北神戸線及び神戸市道生田川箕谷線を連続して通行〔記〔7〕により通行する場合の通行〔ただし、神戸市道生田川箕谷線（全線を通行する経路に限る。）と兵庫県道高速神戸西宮線とを引き続いて通行する場合は除く。〕を除く。以下同じ。〕す

る自動車並びに下表1の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(A)、(B)及び(C)に掲げる区間(ただし、(A)に記載がない場合は(B)及び(C)に掲げる区間)の各区間を連続して通行する自動車

表1

	(A)	(B)	(C)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション(名神)までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)吹田ジャンクションまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口JCTから下表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで
2	—	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の中国吹田インターチェンジから西宮山口ジャンクションまで	
3	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)の守ロジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	

表2

出入口
生田川、京橋、柳原、湊川、神戸長田、国道2号、二宮、神若、新神戸駅

(2) 割引後の額

- ① 一般国道2号(第二神明道路)のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部まで及び兵庫県道高速北神戸線の一般国道2号(第二神明道路)との利用する接続部から上表2に掲げる出入口までを連続して通行する場合の料金の額が、次の算式により算出した額を超える場合は、次の算式により算出した額を割引後の額とする。

$$X - Y$$

(注) この算式においてX、Yはそれぞれ次の数値を表すものとする。この場合において、一般国道2号(第二神明道路)の料金の額は、西日本高速道路株式会社が道路整備特別措置法第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。)を適用した額とする。

X: 兵庫県道高速神戸西宮線のうち一般国道2号(第二神明道路)のうち利用するインターチェンジから上表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで(ただし、上表2に掲げる出入口のうち国道2号出入口、二宮入口、神若出口又は新神戸駅出口を利用する場合は生田川出入口までとし、神戸長田出入口を利用す

る場合は湊川出入口までとする。)の区間と一般国道2号(第二神明道路)のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速神戸西宮線との接続部までの区間を連続して通行した場合の料金の額の合計額

Y: 一般国道2号(第二神明道路)のうち利用するインターチェンジから兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部までの区間の料金の額

② 下表3に掲げる出入口等と上表2に掲げる出入口の組合せで連続して通行した場合の料金の額が次のイ又はロの額を超える場合は、イ又はロのいずれか低い額を割引後の額とする。

イ 下表3に掲げる各出入口等から上表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで(ただし、上表2に掲げる出入口のうち国道2号出入口、二宮入口、神若出口又は新神戸駅出口を利用する場合は生田川出入口までとし、神戸長田出入口を利用する場合は湊川出入口までとする。)通行した場合の料金の額

ロ 一般国道2号(第二神明道路)のうち兵庫県道高速北神戸線に連続して通行可能なインターチェンジを利用した場合の上記①のXの料金の額のうち、最も低い額となる料金の額

表3

出入口等
永井谷、前開、布施畑JCT、布施畑東

③ 上表1の(A)、(B)及び(C)に掲げる区間(ただし、(A)に記載が無い場合は(B)及び(C)に掲げる区間)の各区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表4のうち上表1と同一の項の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(D)、(E)及び(F)に掲げる区間(ただし、(D)に記載が無い場合は(E)及び(F)に掲げる区間)の各区間を連続して通行する場合の料金の額の合計額

(注) 記〔4〕七における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。)を適用した額とする。

表4

	(D)	(E)	(F)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション(名神)までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮ICから上表2に掲げる出入口のうち利用する出入口まで(ただし、利用する出入口が(C)において国道2号、二宮、神若又は新神戸駅の場合は(F)に

	道路) の吹田ジャンクションまで		において生田川とし、(C)において神戸長田の場合は(F)において湊川とする。)
2	—	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで	
3	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで		

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

八. (略)

九. 神戸都心迂回利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車のうち、下表1の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する(A)、(B)、(C)及び(D)に掲げる区間(ただし、(A)に記載が無い場合は(B)、(C)及び(D)に掲げる区間)の各区間を連続して通行する自動車

表1

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線(新名神高速道路)の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション(名神)までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道中央自動車道西宮線(名神高速道路)の吹田ジャンクションまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の吹田ジャンクションから西宮山口ジャンクションまで	兵庫県道高速北神戸線の西宮山口JCTから一般国道2号(第二神明道路)との利用する接続部まで	一般国道2号(第二神明道路)の兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から明石西インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジまで
2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線(近畿自動車道)の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで			
3	—	高速自動車国道中国縦貫自動車道(中国自動車道)の中国		

		吹田インターチェンジから西宮山ロジャンクションまで		
4	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから守ロジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国自動車道）の吹田ジャンクションから西宮山ロジャンクションまで		
5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで			
6	一般国道1号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、ETC2.0車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
7	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道163号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪JCTまでの区間のうち利用する出入口等から東大阪JCTまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
8	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）のうち利用するインターチェンジ又はジャンクションから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			

9	一般国道 165 号 (南阪奈道路) のうち利用するインターチェンジから美原ジャンクションまで、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) のうち美原ジャンクションから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線 (近畿自動車道) のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			
10	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) の松原ジャンクションから美原ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから松原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線 (近畿自動車道) のうち松原ジャンクションから吹田インターチェンジまで			

(2) 割引後の額

上表 1 の (A)、(B)、(C) 及び (D) に掲げる区間 (ただし、(A) に記載が無い場合は (B)、(C) 及び (D) に掲げる区間) を連続して通行する場合の料金の額の合計額が、次の額を超える場合は、次の額を西日本高速道路株式会社及び会社の割引後の額の合計額とする。

下表 2 のうち上表 1 と同一の項の西日本高速道路株式会社又は会社が管理する (E)、(F)、(G) 及び (H) に掲げる区間 (ただし、(E) に記載が無い場合は (F)、(G) 及び (H) に掲げる区間、(F) に記載が無い場合は (E)、(G) 及び (H) に掲げる区間) を連続して通行する場合の料金の額の合計額

(注) 記〔4〕九における西日本高速道路株式会社及び会社が管理する道路の料金の額は、道路整備特別措置法第 3 条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度 (ただし、割引制度については、本割引に重複して適用される割引のうち適用順序が先のものに限る。) を適用した額とする。

表 2

	(E)	(F)	(G)	(H)
1	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (名神高速道路) の大山崎インターチェンジから吹田ジャンクションまでの区間又は近畿自動車道名古屋神戸線 (新名神高速道路) の高槻インターチェンジから高槻ジャンクション (名神) までの区間のうち利用するインターチェンジから高速自動車国道	高速自動車国道中央自動車道西宮線 (名神高速道路) の吹田ジャンクションから西宮インターチェンジまで	兵庫県道高速神戸西宮線の西宮 I C から一般国道 2 号 (第二神明道路) との接続部まで	一般国道 2 号 (第二神明道路) の兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から明石

	中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田ジャンクションまで			西インターチェンジまでの区間のうち兵庫県道高速神戸西宮線との接続部から利用するインターチェンジまで
2	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の守口ジャンクションから吹田インターチェンジまでの区間のうち利用するインターチェンジから吹田インターチェンジまで	高速自動車国道中央自動車道西宮線（名神高速道路）の吹田インターチェンジから西宮インターチェンジまで		
3	—			
4	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の東大阪ジャンクションから守口ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから守口ジャンクションまで	—	大阪府道高速大阪守口線の守口 JCT から兵庫県道高速北神戸線の一般国道 2 号（第二神明道路）との利用する接続部まで	一般国道 2 号（第二神明道路）の兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から明石西インターチェンジまでの区間のうち兵庫県道高速北神戸線との利用する接続部から利用するインターチェンジまで
5	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）の松原ジャンクションから東大阪ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから東大阪ジャンクションまで		大阪府道高速大阪東大阪線の東大阪 JCT から兵庫県道高速北神戸線の一般国道 2 号（第二神明道路）との利用する接続部まで	
6	一般国道 1 号（第二京阪道路）のうち利用するインターチェンジ〔ただし、ETC 2.0 車は、ジャンクション（他道路との接続部を含む。）を含む。〕から門真ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（近畿自動車道）のうち門真ジャンクションから東大阪ジャンクションまで			
7	大阪府道高速大阪東大阪線の一般国道 163 号（第二阪奈道路）との接続部から東大阪 JCT までの区間のうち利用する出入口等から東大阪 JCT まで			
8	高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（西名阪自動車道）のうち利用するインターチェンジ又はジャンクションから松原ジャンクションまで		大阪府道高速大阪松原線の松原 JCT から兵庫県道高速北神戸線の一般	

9	一般国道 165 号 (南阪奈道路) のうち利用するインターチェンジから美原ジャンクションまで及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) のうち美原ジャンクションから松原ジャンクションまで		国道 2 号 (第二神明道路) との利用する接続部まで	
10	高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 (阪和自動車道) の松原ジャンクションから美原ジャンクションまでの区間のうち利用するインターチェンジから松原ジャンクションまで			

十. 短距離区間利用割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、入口等 A から当該入口等 A の直後の出口等 B までの利用距離が 4.3 km 以下である区間を通行する自動車。なお、当該 B を入口等として当該 A を出口等として通行する場合において、当該 B A 区間 (B から A 方向に通行する間に他の出口がある場合も含む。) においても当該割引を適用する。ただし、記〔3〕二 (1) の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引後の額

記〔1〕に基づき算出した料金の額が、記〔3〕一の表 1 に掲げる車種区分に応じた料金の額を超える場合は、当該料金の額を適用する。なお、未供用の路線又は区間については、供用開始の期日から適用する。

(3) 実施する期間

この割引は令和 14 年 3 月 31 日までとする。

十一. (略)

十二. (略)

十三. 深夜割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、午前 0 時から午前 4 時までの間に最初の入口等に流入する自動車。ただし、記〔3〕二 (1) の区間のみを通行する自動車を除く。

(2) 割引率

20%とする。

十四. 大和川線・堺線乗継割引

(1) 割引を適用する自動車

E T C 車のうち、出入口等から大阪府道高速大和川線鉄砲 (西行) 出入口又は鉄砲 (東行) 出入口までと大阪府道高速大阪堺線住之江出入口から出入口等までを引き続いて通行する自動車 (ただし、住之江出入口と鉄砲 (西行) 出入口又は鉄砲 (東行) 出入口の間を会社が別に定める時間内に通行する場合に限る。また、会社が別に定める日までの間にあ

っては、午前6時から午後8時までの間に再流入入口を通行する場合を除く。）

(2) 割引内容

E T Cシステムに(1)に定める通行実績を記録したE T C車について、これを1回の通行とみなし、阪神高速道路を流出するまでの利用距離と引き続いて阪神高速道路に再流入してからの利用距離を合算した距離を利用距離とする。

(3) 実施する期間

この割引は令和14年3月31日までとする。

十五. (略)

十六. 阪神高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

会社は、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

(1) 割引を適用する自動車

E T C車

(2) 割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて実施する期間を設定する。

(4) 割引を適用する区間

適用区間については、関西都市圏の活性化を支援するため、交通状況の変動や路線の特性に対応しつつ、物流効率化、観光振興、阪神高速道路又はその周辺道路の渋滞緩和、沿道環境の改善その他阪神高速道路の利用促進に資するものとし、個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて設定する。

(5) 事前の届出

個々の企画割引ごとに記(1)から記(4)までの内容について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十七. 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

(1) 割引を適用する自動車

阪神高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する自動車

(2) 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

(3) 割引を実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

(4) 割引を適用する区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用する区間を限定する。

(5) 事前の届出

個々の社会実験ごとに記(1)から記(4)までの詳細について、事前に国土交通大臣に届出をする。

十八. 割引相互間の適用関係

(1) 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割

引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「障割重複割引等」という。）に限るものとし、障割重複割引等を適用した後の金額に対して障害者割引を適用する。ただし、障害者割引を適用した場合と比較して、障害者割引との重複適用のない割引（以下「非重複割引等」という。）を適用した場合の方が低い額になる場合は、非重複割引等を適用する。

- (2) ETC路線バス割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、上限料金の引下げに係る割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引、深夜割引及び大和川線・堺線乗継割引（以下「路バス重複割引等」という。）に限るものとし、路バス重複割引等を適用した後の金額に対して当該割引を適用する。なお、ETC路線バス割引と重複適用のない割引との割引適用の順序はETC路線バス割引を優先とする。
- (3) 上限料金の引下げに係る割引、環境ロードプライシング割引、事業者向け大口・多頻度割引、大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引、神戸都心迂回利用割引、短距離区間利用割引、池田線時間帯割引、西大阪線端末区間割引、深夜割引、大和川線・堺線乗継割引及び関西国際空港方面割引相互間の重複適用関係等については、以下のとおりとする。

① 重複適用の有無

- ・・・重複適用あり
- ×・・・重複適用なし
- －・・・重複し得ない

	上限												
環境	○	環境											
大口	○	○	大口										
大流	－	－	○	大流									
神流	－	－	○	－	神流								
大迂	○	－	○	－	－	大迂							
神迂	○	－	○	－	－	－	神迂						
短距	－	×	○	－	○	○	○	短距					
池田	－	－	○	－	－	－	－	×	池田				
西大	－	－	○	－	－	－	－	×	－	西大			
深夜	○	○	○	○	○	○	○	○	－	×	深夜		
乗継	○	○	○	×	×	×	×	－	－	－	○	乗継	
関空	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	×	関空

(注) 「上限」は上限料金の引下げに係る割引、「環境」は環境ロードプライシング割引、「大口」は事業者向け大口・多頻度割引、「大流」は大阪都心流入割引、「神流」は神戸都心流入割引、「大迂」は大阪都心迂回利用割引、「神迂」は神戸都心迂回利用割引、「短距」は短距離区間利用割引、「池田」は池田線時間帯割引、「西大」は西大阪線端末区間割引、「関空」は関西国際空港方面割引、「深夜」は深夜割引、「乗継」は大和川線・堺線乗継割引をそれぞれ指すものとする。

② 割引適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	大和川線・堺線乗継割引
2	上限料金の引下げに係る割引
3	環境ロードプライシング割引
4	短距離区間利用割引又は池田線時間帯割引若しくは西大阪線端末区間割引を比較して割引後の額が低い額となる割引又は関西国際空港方面割引
5	大阪都心流入割引、神戸都心流入割引、大阪都心迂回利用割引又は神戸都心迂回利用割引
6	深夜割引
7	事業者向け大口・多頻度割引

〔5〕消費税等の取扱い及び料金の単位

次の各号に掲げる額について、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

- 一. 記〔1〕二（2）に定める方法により算出した車種ごとの出入口等の相互間の料金の計算額に消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 二. 記〔2〕一並びに〔3〕一、二（2）、（3）及び三に定める料金の額に消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額
- 三. 記〔4〕一、四、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四及び十五に定める割引を適用した額（記一、四、七、八、九、十、十一、十二及び十五に定める割引後の額が適用される場合においては、消費税法及び地方税法に定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算した額）

〔6〕料金の徴収期間

平成18年4月1日から令和53年3月31日までとする。

〔7〕その他

阪神高速道路のうち下表のA路線欄に掲げる路線とB路線欄に掲げる路線とを引き続いて通行する場合（ただし、会社が別に定める出入口等を通行する場合に限る。）であって、乗継券を提出した自動車又はETCシステムに当該通行実績を記録したETC車それぞれについて、会社が別に定める期間、これを1回の通行とみなす。（ただし、乗継券の提出による乗継は、会社が別に定める出入口等をETC専用施設のみが設置された出入口等に変更するときまでとする。）なお、未供用の路線の供用開始等の理由により、同表について軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

A路線	B路線	備考
大阪府道高速大阪堺線	大阪府道高速湾岸線（大浜出入口以南）	A路線とB路線とが大阪府道高速大和川線によって接続す

		るまでの間に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線（摩耶出入口以西）	兵庫県道高速湾岸線	
大阪府道高速大阪西宮線又は大阪府道高速湾岸線	大阪府道高速大阪池田線（堂島入口以東）	A路線からB路線へ通行する場合に限る。
兵庫県道高速神戸西宮線	神戸市道生田川箕谷線	A路線とB路線とをETC車で通行する場合に限る。

車種区分	自動車の種類	定義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第3条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側庫付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が10人以下のもの（以下該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ けん引自動車か軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしロに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が1のもの
中型車	ト 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で3車軸以下）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又は被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	チ 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	リ けん引自動車か軽自動車等又は普通車である連結車両	イないしロに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2車軸以上）との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（以下該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ル 乗合型自動車 （路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして阪神高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線

		を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車又は大型車(2車軸)である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ト又はチに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びヌ又はハに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車(4車軸以上)	普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(又ニに該当するものを除く。)
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(へ、リ及びヲに該当するものを除く。)
	ヨ 大型特殊自動車	法第3条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車(その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ハに該当するものを除く。)

・ E T C専用施設のみが設置された出入口等は「E T C」と表記する。

出入口等間	利用距離 (km)
神田出口	3.2
東大阪荒本出口・東大阪JCT出口（中野方向から進行して流出する出口等に限る。）	3.6
三宅西出口	2.2
北津守出口	3.1
大正西出口	1.5
前開出口（永井谷方向から進行して流出する出口に限る。）	4.8
箕谷出口（二宮方向から進行して流出する出口に限る。）	8.5

理 由

道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により、議会の議決を諮る必要があるため。

(参 考)

道路整備特別措置法 ぬきがき

(高速道路の新設又は改築)

第3条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について2以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5 [略]

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8～10 [略]